

バーゼル・シュタット準州による新型コロナウイルス感染症予防のための独自の追加措置について

【ポイント】

●10月21日、バーゼル・シュタット準州は、新型コロナウイルス感染症予防のための独自の追加措置を実施すると発表

【本文】

10月21日、バーゼル・シュタット準州は、新型コロナウイルス感染症予防のため、以下の独自措置を実施すると発表しました。

「主要なイベントの開催制限」

主要なイベントの参加人数が1,000人以内に制限されます。1,000人を超える大規模イベントの開催については、本年末まで州当局は承認せず、感染状況を注視していくとのこと（同州内では、FCバーゼル（プロサッカーチーム）の試合や大型文化イベント等が該当します）。

1,000人以内のイベントについては、現行の感染防止コンセプトの遵守を条件に引き続き実施可能です。

○バーゼル・シュタット準州発表（ドイツ語のみ）

<https://www.bs.ch/nm/2020-coronavirus-begrenzung-fuer-grossveranstaltungen-im-kanton-baseel-stadt-gd.html>

○10月16日：バーゼル・シュタット準州独自措置

<https://www.ch.emb-japan.go.jp/files/100104427.pdf>

（連絡先）

○在スイス日本国大使館 領事班

電話：031 300 2222

Fax：031 300 2256

メール：consularsection@br.mofa.go.jp

ホームページ：https://www.ch.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html

（メール配信停止手続き）

○在留届を提出されている方がスイスから転出する場合又は既に転出された場合

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/RRnet/residencereport/login>

○メールマガジン解除

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/mailmz/delete?emb=ch>

○「たびレジ」簡易登録をされた方

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/delete>